

# 大学生協だからできる少ない掛金 + 保険料で充実した保障

## 生命共済 (掛金)

1年間の掛金  
**14,400円**

## 学生賠償責任保険 (保険料)

○実家通学の方  
○アパート・寮などにお住まいだが「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が不要な方

一人暮らし特約なし  
1年間の保険料  
**1,800円**

○アパート・寮などにお住まいで「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が必要な方

一人暮らし特約あり  
1年間の保険料  
**8,500円**  
(1,800円+6,700円)

## 就学費用保障保険 (1口あたりの保険料)

卒業予定年	1年目の保険料
2021年卒業 専門学校生など	450円
2022年卒業 短大生、院生など	1,200円
2023年卒業 博士課程など	1,910円
2024年卒業 学部生	2,600円
2025年卒業 高等専門学校生など	3,240円
2026年卒業 医・歯・薬・獣医系など	3,870円

◆卒業までの期間が短くなるにしたいが、2年目以後の保険料は少なくなります。

【例】	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
2024年卒業予定 (4年制)	2,600円	1,910円	1,200円	450円	—	—
2026年卒業予定 (6年制)	3,870円	3,240円	2,600円	1,910円	1,200円	450円

上記保険料は2020年4月1日時点のものです。保険料は保険料率の改定等により変更となる可能性があります。

◆学生総合共済、学生賠償責任保険および就学費用保障保険の掛金・保険料は2020年4月29日までに払込んだ場合の金額です。

学生賠償責任保険(施設・生産物賠償責任保険を除きます。)-就学費用保障保険については30%の団体割引が適用されます。  
●前年度ご加入いただいた被保険者の人数に従って割引率が適用されます。なお上記の学生賠償責任保険の保険料(施設・生産物賠償責任保険を除きます)は、職種級別A・学生の場合の保険料です。

※生命共済の掛金は34歳までの方の掛金です。35歳以上の方、在学中に35歳になる方、扶養を受けない方は、掛金・保障内容が異なります。お問い合わせは下記へお願いします。

※掛金・保険料を口座振替することにより契約は卒業予定年まで自動継続します。

2年目からの掛金・保険料の支払いは口座振替です。

※就学費用保障保険は最大15口まで加入できます。ただし、就学費用保障保険は1被保険者につき1契約とします。

※学生賠償責任保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、三井住友海上火災保険株式会社(幹事)と締結する団体契約の保険です。

※就学費用保障保険は、共済ではなく全国大学生協共済生活協同組合連合会が保険契約者となり、東京海上日動火災保険株式会社(幹事)と締結する団体契約の保険です。

## 加入手続きについてのお問い合わせは

加入資格や加入プランなどの手続きに関することは

各大学生協の窓口まで <https://kyosai.univcoop.or.jp/faq/list.html>



## 保障内容についてのお問い合わせは

大学生協の共済・保険へのご加入を検討し、保障内容について詳しくお知りになりたい方はこちらまで

大学生協 共済・保険サポートダイヤル **0120-335-770**

☎おかけいただくと音声ガイダンスが流れます。音声ガイダンスに従い番号を押してください。  
(音声ガイダンスの途中でも番号を押すことができます。)

受付時間 【平日】9:40~17:30 【土曜】9:40~13:00 【日祝および12/28~1/5】休業

2/15(土)~4/20(月)は受付時間を延長します。 受付時間 【平日】9:00~19:00  
日曜・祝日も受付します。 【土日祝】9:00~17:00

全国大学生協共済生活協同組合連合会のWebサイト内「よくいただくご質問」もあわせてご覧ください。 <https://kyosai.univcoop.or.jp/>



※パンフレットの記載内容は予告なく変更することがあります。

UNIV. CO-OP 全国大学生協共済生活協同組合連合会  
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館  
<https://kyosai.univcoop.or.jp/>

取扱代理店  
株式会社 大学生協保険サービス  
〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館  
<https://hoken.univcoop.or.jp/>

承認番号: ucm200101(2), A19-100577, 19-T01618, B19-0468-20200617  
使用期限: 2021年4月1日

# 大学生には大学生協の保障制度

2020年度版

厚生労働大臣認可

大学生協の

# 学生総合共済

生命共済 あわせておすすめする保険  
| 学生賠償責任保険(一人暮らし特約 なし・あり) | 就学費用保障保険

(あなたも) 学生総合共済の  
たすけあいの輪へ。

212 大学生協  
約 73.6 万人  
加入

給付件数  
44,656 件  
給付金額  
約 34 億 484 万円  
(※2018年4月~  
2019年3月)

加入者  
16 人に 1 人が  
給付を受けて  
います

UNIV. CO-OP 全国大学生協共済生活協同組合連合会

# 「もしも」のときに 学業継続をささえます

タヌロー  
学生総合共済の  
マスコットです。



## 学生総合共済は、「学生どうしのたすけあい制度」です 困ったときに全国の加入者の掛金から共済金をお支払いします

学生総合共済は、困ったときにお見舞い(共済金)をおくことを目的として1981年にはじまった、学生どうしのたすけあいの制度です。  
加入者のケガ・病気や父母扶養者の万が一の際に、全国の加入者の掛金から共済金を支払うことによって、加入者の経済的な損失を補い、生活の安定をはかり、学業継続を少しでもささえることを目的としています。  
また、共済とあわせておすすめする保険で大学生活の様々なリスクに備えられるようにしています。



### 「大学生」には「大学生協の共済・保険」がおすすめです

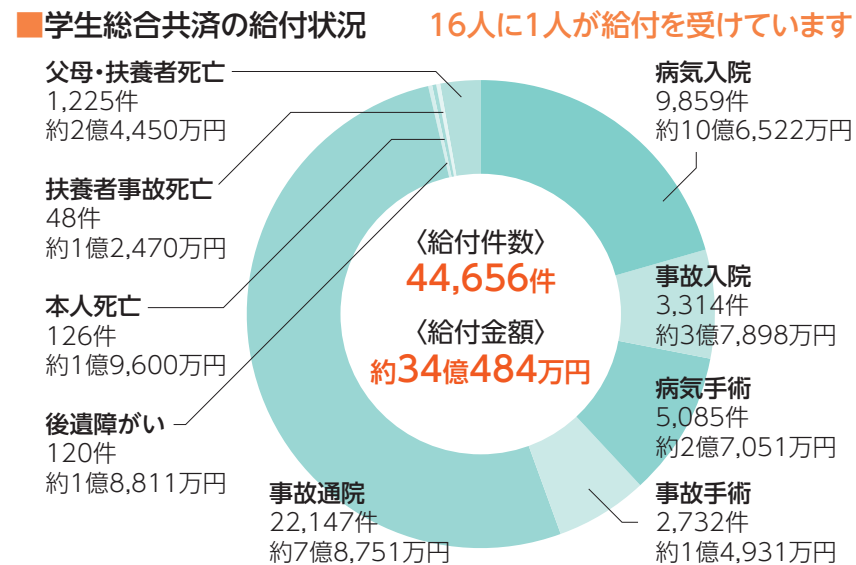
学資保険やこども向け保険・共済の次は、大学生の生活実態にぴったりの「大学生協の共済・保険」へのご加入がおすすめです。



※学生総合共済(生命共済)は他の保険・共済から保険金・共済金が支払われた場合でも共済金の給付を減額することはありません。

### 全国で約73.6万人が加入！ 1件あたりの平均給付金額は76,245円

2018年9月時点で全国の212大学生協、約73.6万人が学生総合共済に加入しています。ケガや病気の状態によっては、かなりの高額となるケースもあります。実際の治療費以外にも、通院のための交通費やアルバイトに行けず収入が減少するなど、学業継続を妨げるような経済的負担になる場合もあります。学生総合共済は、学生生活にぴったりあうよう考えられた保障となっています。



(2018年4月～2019年3月)

こんなとき  
どうする？

# 学生を取り巻くさまざまなリスク 学生生活の「もしも」にそなえる

## ケガや病気の「もしも」 「生命共済(P3-P4)」で安心！



病気やケガで入院・手術した



交通事故でケガをした



海外旅行中に入院した



こころの病にかかった

## 日常生活の「もしも」 「学生賠償責任保険(P5)」で安心！



自転車に乗っていて他人にケガを負わせた



歩行中に誤ってぶつかり他人の物を壊した

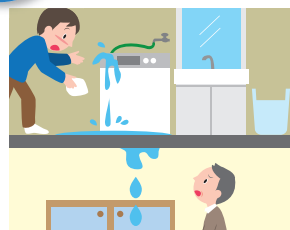


臨床実習中、使用済の注射針で感染してしまい、自身の治療を行った



アルバイト中窓ガラスに工具をぶつけて割ってしまった

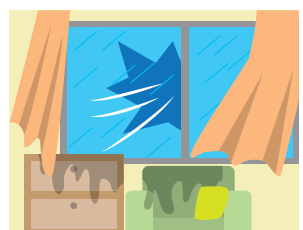
## 一人暮らしの「もしも」 「学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり(P5-P6))」で安心！



水もれを起こしてしまった



電気ストーブで火事を起こしてしまった



台風・風水災で家財に損害があった



3日以上入院したため実家から家族がかけつけた

## 扶養者の「もしも」 「就学費用保障保険(P7)」で安心！



扶養者が亡くなった



扶養者が事故で重度の後遺障がいを負った



## 生命共済

BF



学生本人のケガや病気に備えるたすけあいの制度  
病気やケガを24時間365日、学内外・国内・海外を問わず保障します。地震・噴火・津波によるケガも保障。

### ポイント1

入院保障は  
1日目から200日まで  
日額 **10,000円**

### ポイント2

ケガでの通院は  
1日目から90日まで  
日額 **2,000円**

### ポイント3

手術は日帰りも含め  
1回につき  
定額 **5万円**

### ポイント4

特定の傷害により  
固定具をつけた場合  
1事故について定額 **2万円**

### ポイント5

精神疾患の診療を受けたとき  
**こころの早期対応保障**  
(1共済期間に1回) **10,000円**

### ポイント6

持病がある方も  
**加入** できます  
※詳しくは、「保障のあらまし」を  
ご覧ください。

## ■主な保障の種類

入院保障	事故によるケガや病気の治療のために入院した場合に保障します。(日帰り入院から保障します)	後遺障がい保障	事故によるケガや病気のために後遺障がいを被った場合に保障します。
手術保障	事故によるケガや病気の治療のために所定の手術を受けた場合に保障します。(入院を伴わない手術も保障します)	学業復帰支援臨時費用保障	病気・ケガのために重度後遺障がいを被り学業復帰をされた場合、その一時金を保障します。
通院保障	事故によるケガの治療のために通院した場合に保障します。(入院の有無にかかわらず保障します)	死亡保障	学生本人が死亡した場合に保障します。(死亡原因は問いません)
こころの早期対応保障	精神疾患の治療を目的とし、精神科専門療法の診療を初めて受けたときに保障します。	父母扶養者死亡特約	父母、扶養者が死亡した場合に保障します。
特定傷害固定具保障	特定の傷害により事故日から180日以内に固定具を装着した場合に保障します。	学業継続支援特約	扶養者が事故や病気で死亡またはケガで重度後遺障がいを被った場合に保障します。

## ストーカー被害見舞金

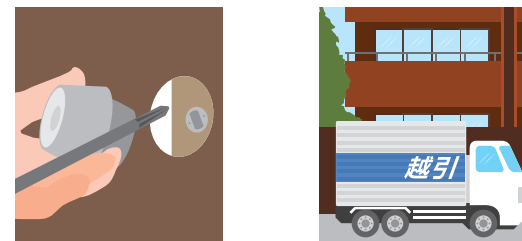
〈生命共済加入者全員対象〉

定額 **5万円**

ストーカー被害を警察に届け出た場合、被害拡大予防のための鍵交換費用や引っ越し費用の補てん等のための見舞金です。



＼被害拡大予防を目的とした見舞金です／



## ■保障内容と掛金 学生本人のケガや病気の保障に扶養者の死亡保障をプラス

病気	入院保障 入院1日目から200日まで保障	日額 <b>10,000円</b>
	手術保障 日帰り手術も対象となります	1回の手術につき <b>50,000円</b>
	重度後遺障がい保障(1~3級) 病気により重度後遺障がいとなった場合	後遺障がいの等級に応じて <b>600万円~540万円</b>
	こころの早期対応保障 精神疾患の診療を受けたとき	(1共済期間に1回) <b>10,000円</b>
ケガ	入院保障 入院1日目から200日まで保障	日額 <b>10,000円</b>
	通院保障 ケガによる通院を保障。1日目から90日まで	日額 <b>2,000円</b>
	特定傷害固定具保障 ケガで固定具を装着した場合	1事故について定額 <b>20,000円</b>
	手術保障 ケガで手術をした場合を保障。日帰り手術も対象	1回の手術につき <b>50,000円</b>
病気・ケガ	後遺障がい保障(1~14級) ケガによる後遺障がいとなった場合	等級に応じて <b>600万円~24万円</b>
	学業復帰支援臨時費用保障 重度後遺障がいを負って復学した場合	<b>100万円</b>
本人の死亡	死亡保障 学生本人が死亡した場合(死亡原因は問いません)	<b>100万円</b>
父母・扶養者の死亡	父母扶養者死亡特約 父母・扶養者が死亡した場合	<b>20万円</b>
	学業継続支援特約(扶養者のみ) 扶養者が事故や病気で死亡またはケガで重度後遺障がい状態になった場合	事故死亡 <b>500万円</b> 事故重度後遺障がい(1~3級) <b>500万円~450万円</b> 病気死亡・その他死亡 <b>30万円</b>

1ヵ月あたり  
**1,200円**

1日あたり  
**約40円**

1年間の掛金  
**14,400円**

※掛金は2020年4月29日までに払込んだ場合の金額です。

※生命共済の掛金は34歳までの方の掛金です。 ※詳しくは保障のあらまし「生命共済」をご覧ください。

## 生命共済加入者のための安心サポート 学生生活無料健康相談テレホン

保護者も  
利用できます

からだところの健康相談

からだところに関する悩みに専門の相談員がお答えします。対面では相談しにくい内容でも時間帯に関係なく安心して利用できます。

くらしの相談

一人暮らしで困ったことやスーターのトラブルなど、生活をしている上で困ったことの解決をお手伝いします。

24時間  
365日  
無料



専門の相談員がお答えします

ヘルスアドバイザー	看護師・保健師・管理栄養士
専門医	内科・整形外科・精神科・皮膚科・眼科・泌尿器科・婦人科・耳鼻科・歯科
メンタルヘルス	臨床心理士など

※学生生活無料健康相談テレホンの連絡先とご利用方法は、共済証書送付時にご案内します。  
※病気になったりケガをしたりしなくても受けられるサポートとして、多くの学生・保護者に利用されているサービスです。  
※応急処置・近所の病院の紹介、急に具合が悪くなったとき夜間でも受診できる病院の紹介のご相談に応じます。



# 他人への賠償と一人暮らしの保険 学生生活のさまざまな賠償や

# 一人暮らしにそなえる

SUPIC  
SUPIC (スピック)とは大  
学生協がおすすめして  
いる保険の、マスコット  
キャラクターです。



学生賠償責任保険にお部屋の保障をセット /

## 学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし) 19H

- 実家通学の方
- アパート、寮などにお住まいで、「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が不要な方
- 国内・国外の保障です。

19H **ポイント1**

自転車乗車中に他人をケガさせたり他人の財物を壊した場合など、  
**1事故最高3億円まで**保障します

19H **ポイント2**

実験・実習中に発生した加害事故や医療実習中に発生した事故による、院内感染の予防措置・治療の**費用を保障**します

19H **ポイント3**

インターンシップ中やアルバイト中、さらに海外での**賠償事故も保障**します

## 学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり) 19HK

- アパート、寮などにお住まいで、「お住まい」等を取り巻くリスクに備える一人暮らしのための保障が**必要**な方
- 一人暮らし特約は国内のみの保障です。●「賃貸借契約」があることが必要です。
- 一人暮らし特約のみの加入はできません。

19HK **ポイント4** 一人暮らし特約あり

借家人賠償責任保障は**1,000万円まで**保障します

19HK **ポイント5** 一人暮らし特約あり

借家人賠償責任保障は水もれ等による、借用住宅への損害賠償責任を保障します(示談交渉サービス付)

19HK **ポイント6** 一人暮らし特約あり

**家財保障、盗難保障**では火災や水ぬれによる家財の損害、家財や現金・自転車等の盗難にも対応します

**学生賠償責任保険は、日常生活、正課の講義、インターンシップ中**  
**等における賠償事故を保障する保険です。**

支払限度額・保険金額と保険料	学生賠償責任保険 (一人暮らし特約なし) 19H	1年間の保険料	1,800円
日常生活および実習中 <small>(正課の講義・アルバイト・インターンシップ等を含む)における賠償事故(国内・国外)</small>	<b>個人賠償責任保障※1</b> 日常生活での他人に対する賠償責任を保障例)・他人の財物や商品を誤って破損させた・教育実習中に誤って生徒にケガをさせた・就業体験先から借りたパソコンを落として破損させた など	1事故最高 <b>3億円まで</b> <small>(情報機器等の記録情報の事故は500万円を限度とします。)</small> <b>(示談交渉サービス付)</b>	
正課の講義(インターンシップ含む)等における賠償事故(人格権侵害)・費用損害(国内・国外)	<b>人格権侵害賠償責任保障※2</b> 正課の講義等における他人のプライバシー侵害や名誉毀(き)損に対する損害賠償責任を負担した場合を保障	年間最高 <b>500万円まで</b>	
	<b>感染事故損害防止費用保障</b> 正課の医療関連実習等で発生した事故に伴う感染予防措置・治療の費用を負担した場合を保障	年間最高 <b>500万円まで</b>	
<b>傷害見舞費用保障</b> ★傷害見舞費用補償特約 ☆被保険者の範囲に関する特約(傷害見舞費用補償特約)セット 事故により他人にケガを負わせた場合、損害賠償金を支払うことなく、保険会社の同意を得て慣習として支払った費用(弔慰金、入院見舞金等の費用および見舞品の購入費用)を負担した場合を保障		被害者1名につき最高 <b>50万円まで</b> <small>(上記は死亡見舞費用保険金の場合であり、費用の種類によって金額は異なります。ただし1事故につき最高100万円までとなります。)</small>	
<b>後遺障がい保障※3</b> ☆死亡保険金対象外特約セット ☆天災危険補償特約セット ケガにより被保険者が所定の後遺障がいを負った場合を保障		最高 <b>10万円まで</b>	

※1 下記のような場合は保険金をお支払いできません。  
●自動車、バイク(原付を含む)による第三者への賠償責任  
●スポーツにおける参加者間の賠償責任(法律上の賠償責任が発生しない場合)  
●大学の管理責任下での賠償責任(法律上個人に責任がない場合)  
※2 人格権侵害賠償責任保障には示談交渉サービスはありません。  
※3 後遺障がいの程度により、支払う保険金の額が異なります。

一人暮らし特約なし・ありどちらにも示談交渉がついています。一人暮らし特約ありでは貸主(大家)さんとの交渉もします。

## 示談交渉サービス付(国内での賠償事故)

示談交渉サービスとは、この保険の被保険者が加害者となったとき、相手方および被保険者の同意が得られた場合、被保険者に代わって保険会社が被害者と折衝し解決するサービスです。



**「一人暮らし特約あり」には、左ページの保障がすべて含まれます。**

個人賠償責任保障

人格権侵害賠償責任保障

感染事故損害防止費用保障

傷害見舞費用保障

後遺障がい保障

示談交渉サービス付

支払限度額・保険金額と保険料	学生賠償責任保険 (一人暮らし特約あり) 19HK	1年間の保険料	8,500円
<b>借家人賠償責任保障※4</b> ★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約 ☆賠償事故の解決に関する特約セット	<b>借家人賠償責任保障※4</b> 被保険者の過失により、借用住宅を破損し、貸主(大家)に対する法律上の賠償責任を負った場合を保障	1事故最高 <b>1,000万円まで</b> <b>(示談交渉サービス付)</b>	
<b>家財保障</b> ★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	<b>家財保障</b> 火災・水ぬれなどによる住宅(敷地内を含む)内の家財の損害を保障	1事故最高 <b>200万円まで</b>	
	<b>破損・汚損保障</b> 不測かつ突発的な事故で被保険者の住宅(敷地を含む)内の家財などが破損・汚損した場合を保障	1事故最高 <b>50万円まで</b> <b>(免責金額1万円)</b>	
<b>盗難保障※5</b> ★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約 ☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット	<b>臨時費用</b> 住宅(敷地を含む)内の家財に損害を被ったときに生じる臨時費用を保障	損害保険金の <b>10%</b> <b>(1事故1敷地内ごとに最高20万円まで)</b>	
	<b>家財・自転車盗難保障</b> 住宅(敷地を含む)内の家財や自転車が盗まれた場合の損害を保障	1事故最高 <b>50万円まで</b>	
<b>修理費用保障</b> ★借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約	<b>現金盗難保障</b> 住宅(敷地を含む)内において現金などが盗まれた場合を保障	1敷地内につき <b>10万円まで</b>	
	<b>借用住宅修理費用保障</b> 盗難に遭い窓ガラスや鍵を壊され、修理代を負担しなければならない場合などを保障 家具移動や搬入搬出または盗難における借用住宅内の損傷や投石などによる窓ガラスの破損等を保障	1事故最高 <b>15万円まで</b>	
<b>父母駆けつけ費用保障</b> ★救護者費用等補償(入院ワイド型)特約 ☆疾病補償特約(救護者費用等補償(入院ワイド型)特約)セット	<b>水道管修理費用保障</b> 借用住宅の水道管の凍結による破裂などの修理費用を保障	1事故1敷地内ごとに最高 <b>10万円まで</b>	
	<b>父母駆けつけ費用保障(救護者費用)</b> ケガや病気のため、3日以上入院した場合や、事故により生死が確認できない場合等に、親族が現地に駆けつけるために支出した交通費・宿泊費等を保障	10万円まで	

※4 下記のような場合保険金はお支払いできません。(詳細は、P15をご参照ください。)  
●欠陥、腐食、さび、かび、その他自然消耗などを原因とする損害  
●地震・噴火・津波による損害  
※5 通学途上で財布を盗まれたような住宅(敷地を含む)外での盗難事故などはお支払いできません。

### ■入学前火災保障について

新入生(編入学・院入学を含む)の新規契約者に限り、入学前火災保障期間に発生した借用戸室に起因する事故によって法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を保障します。(P24参照)

(注)「一人暮らし特約」とは、賠償事故の解決に関する特約付借家人賠償責任補償(オールリスク)特約、借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約、保険の対象

および損害額の上限変更に関する特約付住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約、疾病補償特約付救護者費用等補償(入院ワイド型)特約等を指します。

就学費用  
保障保険

学業継続のための費用

# 扶養者の「もしも」にそなえる

## 就学費用保障保険 (総合生活保険)

19W



扶養者が病気やケガで死亡したり、ケガで  
重度後遺障がいを負って学生本人が**扶養者に  
扶養されなくなった場合**の学資費用をサポート

### ポイント1

入学する**大学・学部ごとに異なる学費**に合わせて  
**柔軟に設計**ができます。  
(例:私立文系4口、国立理系3口など)

### ポイント2

大学授業料や教科書・教材等のほか、  
通学定期代・賃借料も対象です。

### 学資費用の保障とは

- 大学に納付する授業料、実験・実習費など
- 大学からの指示に基づく教科書・教材などを購入した費用
- 通学のための定期代および一人暮らしの方の家賃・下宿代(口数に関わらず年間10万円限度)

### 保障内容と保険料(1口加入の場合) ※最大15口までご加入いただけます。

<b>学資費用の保障</b> 上記の費用(実費)を卒業予定年まで毎年保障します	1年間最高 <b>25万円まで</b> (定期代・賃借料は口数にかかわらず年間10万円まで)	1年間の保険料 <b>2,600円(1口)</b> 2024年卒業予定の 1年目の保険料
<b>学生本人が後遺障がいを負ったときの保障</b> 「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガで後遺障がい を負った場合に保障します	1事故最高 <b>10万円まで</b> (後遺障がいの程度に応じて金額が決まります)	
<b>保険料(1年目)</b> あわせてP27をご確認ください。 卒業予定年までの期間によって保険料が異なります	2021年卒業 <b>450円</b> 2023年卒業 <b>1,910円</b> 2025年卒業 <b>3,240円</b> 2022年卒業 <b>1,200円</b> 2024年卒業 <b>2,600円</b> 2026年卒業 <b>3,870円</b>	(1口加入の場合)

※卒業予定年までの期間が短くなるにしたがい保険料が少なくなります。 ※地震・噴火またはこれらによる津波によるケガも対象となります。  
※保険料は2020年4月29日までに払込んだ場合の金額です。 ※詳しくは制度のあらまし「就学費用保障保険」をご覧ください。

次のような場合、保険金はお支払いできません。

- 保障開始前に既に負担していた(払込みが終了した)学資費用
  - 扶養者が病気、事故\*で亡くなられる前に既に負担していた学資費用
  - 扶養者が保険開始前に発病した病気や事故\*により亡くなられた場合
- ※事故の場合は、重度後遺障がいを含みます。(注)詳しくは、Webページ「就学費用保障保険(始期前発病について)」をご覧ください。

## 大学生協の共済・保険について、よくいただくご質問

**Q** 他の保険に入っているのに  
生命共済は必要ないのでは?

**A** 他の保険から保険金が  
支払われても、生命共済への  
給付申請はできます。

**Q** 今まで入院や通院をしたことが  
ないので、必要ないのでは?

**A** 大学生生活のリスクに備えた  
保障が必要です。

「学生総合共済」は学業継続への影響が大きな長期入院(地震・津波や危険なスポーツによるケガ、精神疾患による入院含む)や扶養者の万が一の場合の保障もあります。また、治療実費を保障するのではなく、入院等の事実に基づいた定額での保障です。**入院・通院した場合、食事代やタクシー代など医療費以外のさまざまな費用がかかります。また、アルバイトに行けない等、収入面での不安も広がります。そんな万が一に備え「卒業までの学業継続」を第一に考えた「学生どうしのたすけあい制度」です。ぜひご加入ください。**

大学生生活は高校時代と違い、授業・レポート、サークル活動、アルバイト等、行動範囲が大きく広がり、それにともない病気や事故にあうリスクも高まっています。**実際、1年間で16人、4年間に換算すると4人に1人の学生が共済の給付を受けています。万が一の病気事故に備えて、大学時代は大学生活を知っている大学生協の学生総合共済に加入することをおすすめします。**

学生総合共済  
あわせておすすめする  
保険

学生生活のさまざまな「もしも」に

# 大学生協の**共済・保険**でそなえる

## いいね! と言われる**7**つの特長

**1** 学生生活にあった保障内容  
生命共済

- 事故通院1日目から保障
- 病気もケガも入院1日目から200日まで保障
- 入・通院1日あたりの定額保障だから医療費以外にかかる費用にもあてられる
- こころの病(精神疾患)による入院も保障

**2** 24時間365日、国内・海外を  
問わず保障 生命共済

- 通学中・アルバイト中も ●留学中や就活中も
- 危険なスポーツでも

**3** “学生どうしのたすけあい”  
少ない掛金で充実した保障

生命共済 1ヵ月あたり **1,200円** 1日あたり **約40円**

**4** アパート・寮など、一人暮らしに  
必要な保障

- 火災、水ぬれなどで家財が損壊した場合を保障
- 火災や水もれ事故を起こし貸主(大家)さんに対する法律上の賠償責任を負ったとき、1,000万円まで保障
- 物を落として床を傷つけた、手がぶつかってガラスを割ったなど、火災や水もれ以外での損害も保障

学生賠償責任保険(一人暮らし特約あり)

**5** 学内で共済についての相談  
や給付申請手続きができる

- 共済の相談・給付申請手続きはあなたの大学の生協窓口で
- ※インターカレッジコープで加入された方はお電話で手続きできます。

**6** 病気やケガをしないための  
予防活動

- 食生活相談・栄養相談 ●自転車事故防止活動
- 「イッキ飲み・アルハラ防止」キャンペーン など

**7** 学生生活無料健康相談  
テレホン 生命共済

- 生命共済加入者とその保護者の方が24時間365日、からだところの健康や一人暮らしに関する悩みや不安等についてご相談いただけます。
- 詳しくはP4をご覧ください

## 共済の 給付実績

「加入していて良かった!」という声が、たくさん寄せられています!

# 給付を受けた方の声

入学が決まったら、  
すぐに加入しよう  
入学後もすぐ病気や  
ケガが発生してよ



### 入学後すぐに入院

入学式の2、3日あとの夕食後、高熱・頭痛・嘔吐の症状があり、急性肺炎であることがわかり入院。まさか入院することになるとは思わず、共済に加入してよかったです。まさかには、他人事ではないです。

1年・女子



### サークル活動中のまさか

空手サークル活動中、足払いされて転倒して、腰をうち、右足の甲とアキレス腱を痛めた。もしもの時を考えると絶対入っていたほうが良い共済だと思えます。現にまさか自分が入学してすぐにケガをするとは思っていませんでしたから。

1年・男子



給付を受けた方の  
声をもっと見たいと  
いう方はコチラから

### 入院時の高額負担も安心

就職活動中、睡眠時間も減少して、エントリーシートの提出にも追われる中、第一志望の企業が不合格となり、その日の夜、言動がおかしくなり、双極性障害が再発した。精神科の入院期間は非常に長く、治療費・交通費など高額になり負担が大きいです。みなさまからの助けをありがたく思っています。 4年・女子



### 精神的な療養入院にも対応

交通事故で身体的ケガはありませんでしたが、事故後にうつ病的な症状が現れました。精神的に病んでしまったことの療養入院にも対応して頂けることがわかり医療費が高額だったため本当に助かりました。



3年・女子



保障のあらまし 生命共済

1 保障内容

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
<b>病気</b> 入院保障 共済金	被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に入院を開始した場合。 (注) 新規契約の共済期間開始日以降に発生した不慮の事故 <sup>(※1)</sup> (以下「事故」といいます。)による傷害を直接の原因とする入院も、この共済金での支払い対象となります。ただし、その事故日から180日を経過した日以後に開始した入院に限ります。	[病気入院保障共済金額] × [共済期間中の入院日数 <sup>(※2)</sup> ]をお支払いします。 (注1) 病気入院保障共済金の支払いは、1回の入院 <sup>(※3)</sup> につき200日分をもって限度とします。ただし、この共済金が支払われる最終の入院の退院日の翌日から160日経過した後に開始した入院については新たな入院とみなします。 (注2) 異なる病気により入院期間が重複する場合および病気による入院期間と事故による入院期間が重複する場合、その期間については重複して共済金をお支払いしません。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院。 ●共済期間外の入院および病気による通院。 ●新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を原因とする入院。 (ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の入院は除きます)。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為。 ●原因を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。
こころの早期 対応保障 共済金	被共済者が、精神疾患の治療を目的とし、共済期間中に病院または診療所に通院し、公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象となる精神科専門療法の診療を初めて受けた場合。 (注) 新規契約の申込日以前に精神疾患の治療を目的として診療を受けた場合でも、共済期間中における同一目的の診療はお支払いします。	こころの早期対応保障共済金額をお支払いします。 (注) 共済期間中に同一の精神疾患または異なる精神疾患の診療を通院で複数回受けた場合、最初に受けた診療に対し1共済期間につき1回限りとします。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院。(例: 公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならないカウンセリング等)。
<b>ケガ</b> 入院保障 共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院を開始した場合。	[事故入院保障共済金額] × [共済期間中の入院日数 <sup>(※2)</sup> ]をお支払いします。 (注1) 事故入院保障共済金の支払いは、1回の入院 <sup>(※4)</sup> につき200日分をもって限度とします。 (注2) 異なる事故により入院期間が重複する場合および事故による入院期間と病気による入院期間が重複する場合、その期間については重複して共済金をお支払いしません。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない入院。 ●共済期間外に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による入院。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。 ●原因を問わず、頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛、背痛等で医学的他覚所見のないもの。
<b>ケガ</b> 通院保障 共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による傷害を直接の原因として、事故日から180日以内に入院または通院を開始した場合。 (注) 脱臼、骨折については医師の同意がある場合、柔道整復師の施術を通院と認めます。また、医師の指示がある場合に限り、鍼灸師等の施術を通院と認めます。	[事故通院保障共済金額] × [通院日数 <sup>(※2)</sup> ]をお支払いします。 (注) 事故通院保障共済金の支払いは、事故日から360日以内の通院について、1日目からお支払いします。ただし、1回の通院につき90日分をもって限度とします。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない通院。 ●病気入院保障または事故入院保障の対象となる入院中の通院。 ●その他、事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
特定傷害 固定具 保障共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> を直接の原因とする骨折、関節脱臼、腱・じん帯・半月板の完全断裂で、医師の指示により、事故日から180日以内の入通院中に固定具を装着した場合。(ただし、入院期間のみ装着していた場合を除きます。)	特定傷害固定具保障共済金額をお支払いします。 (注1) 同一の事故 <sup>(※1)</sup> による固定具装着に関する支払いは、全共済期間を通じ、1回限りとします。 (注2) 包帯、三角巾、湿布、絆創膏、サポーター、テーピング等による治療および松葉杖の使用ならびに内固定および創外固定は、特定傷害固定具の装着には含めません。	●公的医療保険制度における療養の給付または療養費の対象とならない固定具装着。 ●腱・じん帯・半月板の完全断裂のうち、病気を原因とするもの。 ●病的骨折、特発骨折および歯牙の骨折。 ●先天性脱臼、病的脱臼、反復性脱臼、歯牙の脱臼および亜脱臼。 ●その他、事故入院保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
手術保障 共済金	被共済者が、病気入院保障共済金、事故入院保障共済金および事故通院保障共済金の支払い対象となる入院または通院期間中かつ共済期間中に、その原因となった病気やケガの治療を直接の目的として、公的医療保険制度の対象 <sup>(※6)</sup> となる手術を受けた場合。	手術1回につき手術保障共済金額をお支払いします。 (注1) 次の場合は複数の手術を受けたときでも、1回の手術とみなします。 ①複数回実施する手術を1回(一連)の手術として医療機関が算定する場合。 ②同日に複数の手術が実施された場合。 (注2) 手術料が1日または1ヶ月ごとに算定される手術を受けた場合、1日目の手術のみお支払いします。	●公的医療保険制度の対象 <sup>(※6)</sup> とならない手術。(例: 美容整形、視力回復術、検査のための手術等) ●共済期間中の手術であっても、抜歯、創傷処理、皮膚切開術、デブリードマンなど、短期生命共済事業規約第61条で規定する診療行為。 ●病気入院保障共済金および事故入院保障共済金が支払われない入院期間中に行った手術。

	共済金をお支払いする場合	お支払いする共済金	共済金をお支払いできない主な場合
<b>病気</b> 重度後遺 障がい保障 共済金	被共済者が、新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。	[病気重度後遺障がい保障共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」]の第1級から第3級に定める割合(100%または90%)をお支払いします。 (注1) 共済期間中の病気重度後遺障がい保障共済金の支払いは、共済証書記載の病気重度後遺障がい保障共済金額をもって限度とします。 (注2) ご契約時にすでに後遺障がいがある被共済者が共済期間中に同一部位に後遺障がいを加重した場合、病気重度後遺障がい保障共済金額から所定の金額を差し引いてお支払いします。	●共済期間外に生じた病気重度後遺障がい。 ●新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を原因とする重度後遺障がい(ただし、新規契約申込日から1年経過した日以後の病気重度後遺障がいは除きます)。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘。
<b>ケガ</b> 後遺障がい 保障共済金	被共済者が、共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内に後遺障がいとなった場合。 (注) 事故日から360日を超えてもなお治療が必要な場合には、事故日から361日目における医師の診断にもとづき後遺障がいの程度を認定してお支払いします。	[事故後遺障がい保障共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」]の第1級から第14級に定める割合(100%~4%)をお支払いします。 (注1) 共済期間中の事故後遺障がい保障共済金の支払いは、共済証書記載の後遺障がい共済金額をもって限度とします。 (注2) ご契約時にすでに後遺障がいがある被共済者が共済期間中に同一部位に後遺障がいを加重した場合、事故後遺障がい保障共済金額から所定の金額を差し引いてお支払いします。	●共済期間外に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による後遺障がい。 ●契約者または被共済者の故意。 ●被共済者の重大な過失、犯罪行為、自殺行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。
学業復帰 支援臨時 費用保障 共済金	被共済者が、共済期間中に病気重度後遺障がい保障共済金または重度後遺障がいに該当する事故後遺障がい保障共済金の支払いを受け、その後共済期間中に復学し学業を継続する場合。	学業復帰支援臨時費用保障共済金額をお支払いします。 (注) 学業復帰支援臨時費用保障共済金の支払いは、被共済者1名につき、全共済期間を通じ、1回限りとします。	●病気重度後遺障がい保障または重度後遺障がいに該当する事故後遺障がい保障の「共済金をお支払いできない主な場合」と同一内容です。
死亡保障 共済金	被共済者に次の事象のいずれかが発生した場合。 ●新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡(ただし、自殺を除きます)。 ●共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による傷害を直接の原因として、共済期間中または事故日から360日以内に死亡(ただし、自殺を除きます)。 ●共済期間中に自殺。	死亡保障共済金額をお支払いします。 (注) すでに病気重度後遺障がい保障共済金または事故後遺障がい保障共済金の支払いがされている場合、死亡保障共済金額からその額を差し引いた額をお支払いします。	●新規契約の申込日以前に発病していた病気、告知を行っていた病気を直接の原因とする死亡。 (ただし、新規契約の申込日から1年を経過した日以後の死亡は除きます)。 ●契約者の故意。(ただし、契約者が被共済者と同一人である場合を除きます)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●被共済者の犯罪行為、私闘、無免許、無資格運転、酒気帯びもしくは薬物依存等による運転、最高速度違反、運転中の信号無視、およびしゃ断中踏切内進入により生じたもの。
父母扶養者 死亡特約 共済金	被共済者の父母または扶養者が、共済期間中に死亡した場合。	父母扶養者死亡特約共済金額を該当者1名ごとにお支払いします。	●共済期間外の父母、扶養者の死亡。 ●被共済者、共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人、扶養者の犯罪行為。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。 (ただし、扶養者が父母である場合を除きます)。
扶養者事故 死亡保障	共済証書に記載された扶養者(以下、「扶養者」といいます。)が、共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に死亡した場合。	●扶養者事故死亡保障の場合 扶養者事故死亡学業継続支援特約共済金額をお支払いします。 ●扶養者事故重度後遺障がい保障の場合 [扶養者事故重度後遺障がい学業継続支援特約共済金額] × [短期生命共済事業規約に定める別表第1「後遺障がい等級別支払割合表」]の第1級から第3級に定める割合(100%または90%)をお支払いします。 ●扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約の場合 扶養者病気死亡・自殺保障共済金額をお支払いします。 (注) いずれの特約の支払いも、新規申込時に届け出されている扶養者1名に対して、全共済期間を通じ、1回限りとし、これらの共済金を支払い後、新たな扶養者を対象として、この特約を付帯した契約を締結することはできません。	●共済期間外に発生した事故 <sup>(※1)</sup> や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ●共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ●契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●被共済者の故意、重大な過失。 ●扶養者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ●扶養者の私闘。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。
学業継続 支援特約 共済金	扶養者が、共済期間中に発生した事故 <sup>(※1)</sup> による傷害を直接の原因として、事故日から360日以内かつ共済期間中に重度後遺障がいとなった場合。	扶養者事故重度後遺障がい保障共済金額をお支払いします。 (注) いずれの特約の支払いも、新規申込時に届け出されている扶養者1名に対して、全共済期間を通じ、1回限りとし、これらの共済金を支払い後、新たな扶養者を対象として、この特約を付帯した契約を締結することはできません。	●共済期間外に発生した事故 <sup>(※1)</sup> や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ●共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ●契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●被共済者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ●扶養者の私闘。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。
扶養者 病気死亡・ 自殺保障	扶養者に次の事象のいずれかが発生した場合。 ●新規契約の申込日後に発病した病気を原因として共済期間中に死亡(ただし、自殺を除きます)。 ●共済期間中に自殺。	扶養者病気死亡・自殺保障共済金額をお支払いします。	●共済期間外に発生した事故 <sup>(※1)</sup> や病気および自殺を直接の原因とする扶養者の死亡。 ●共済期間外の事故や病気を直接の原因とする後遺障がい。 ●契約者の故意(ただし、契約者が扶養者である場合、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●被共済者の故意、重大な過失、自殺行為(ただし、扶養者病気死亡・自殺学業継続支援特約共済金には適用しません)。 ●共済金受取人の故意、重大な過失。 ●契約者、被共済者、共済金受取人または扶養者の犯罪行為。 ●扶養者の私闘。 ●共済証書に記載された扶養者が被共済者を扶養している実態が無い場合。

**注記**

- \*1 「不慮の事故」とは、急激かつ偶然な外因による事故、および「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」第6条第2項、第3項（第2号を除きます）および第4項に定める感染症をいいます。
  - \*2 「入院日数」とは、入院した日から医師が認定した退院日までとします。
  - \*3 「病气入院保障」では、異なる病気で2回以上入院しても、それぞれの入院の原因の如何を問わず、「1回の入院」とみなします。
  - \*4 「事故入院保障」では、同一の事故による傷害で2回以上入院しても、支払限度日数（200日）以内であれば、「1回の入院」とみなします。
  - \*5 「通院日数」とは、医師が通院しなくてもさしつかえないと認定したときまでとします。なお、同一の日に複数回の通院、または通院において複数の医師の治療を受けた場合、通院日数は1日とします。
  - \*6 「公的医療保険制度の対象となる手術」は、医療診療報酬点数表に手術料および放射線治療料の算定対象として列挙されている診療行為や輸血料の算定対象として列挙されている骨髄幹細胞の採取または骨髄移植術などをいいます。なお、手術保障の対象となる手術の詳細については短期生命共済事業規約に定めています。
- ※「契約者」、「被共済者」、「扶養者」の解説は、学生総合共済の「重要事項説明書」をご参照ください。

**ストーカー被害見舞金制度について**

「ストーカー被害見舞金制度」とは、短期生命共済の契約で被共済者となっている方が、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」や大学生協共済連の「ストーカー被害見舞金規則」に定めるストーカー行為の対象となった場合に、被害（の拡大）を防ぐ一助としていただくための「ストーカー被害見舞金」を支払う制度です。詳しくは大学生協共済連Webサイトに掲載の「ストーカー被害見舞金規則」をご覧ください。

**制度のあらまし 学生賠償責任保険 学生・こども総合保険、施設・生産物賠償責任保険**

※印を付した用語については、P16～P17の（※印の用語のご説明）をご覧ください。（各欄の初出時のみ※印を付しています。）

**1 申込人・ご加入者（被保険者）となれる方**

この制度で被保険者（補償の対象者）本人<sup>(\*)</sup>となれる方の範囲は、全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員である大学生協の組合員であり、保険期間の末日において満23歳未満の方または学校教育法に定める学校（大学・専門学校等）の学生（入学等手続を終え、組合員となられた方を含みます。）に限ります。（\*）加入申込書の被保険者ご本人欄に記載の方をいいます。

**2 保険期間**

2020年3月31日までに加入申込み（保険料払込み）された場合は、2020年4月1日午前0時（継続加入の方は午後4時）から2021年4月1日午後4時までとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から2021年4月1日午後4時までとなります。

**3 契約の継続**

共済期間・保険期間の満了日の翌日（以下「継続日」といいます。）の前々月までに契約の継続停止やご加入内容の変更を申し出ない限り、「満了する契約」と同一内容の継続契約の申込みがあったとみなし、卒業予定年まで契約の継続が行われます。

<自動継続の取扱いについて>

●前年からご加入の皆さまについては、ご加入内容の変更や継続停止のご連絡がない場合、今回の募集においては前年ご加入の内容に応じたセットでの自動継続加入の取扱いとさせていただきます。

**4 保障内容（ケガによる後遺障がい）**

**◆保険金をお支払いする場合・保険金のお支払額**

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	保険金のお支払額	後遺障がい保険金額 <sup>(注)</sup>
傷害保険金	後遺障がい保険金	死亡・後遺障がい保険金額×約款所定の保険金支払割合（4%～100%） (注1) 政府労災保険に準じた等級区分ごとに定められた保険金支払割合で、後遺障がい保険金をお支払いします。 (注2) 被保険者が事故の発生の日からその日を含めて180日を超えてなお治療 <sup>*</sup> を要する状態にある場合は、引受保険会社は、事故の発生の日からその日を含めて181日目における医師 <sup>*</sup> の診断に基づき後遺障がい <sup>*</sup> の程度を認定して、後遺障がい保険金をお支払いします。 (注3) 同一の部位に後遺障がいを加重された場合は、すでにあった後遺障がいに對する保険金支払割合を控除して、保険金をお支払いします。 (注4) すでにお支払いした後遺障がい保険金がある場合は、死亡・後遺障がい保険金額からすでにお支払いした後遺障がい保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、保険期間を通じてお支払いする後遺障がい保険金は、死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。保険期間が1年を超える保険契約においては、その事故の発生した保険年度 <sup>*</sup> と同一の保険年度に発生した事故によるケガ <sup>*</sup> に対してすでにお支払いした後遺障がい保険金がある場合は、死亡・後遺障がい保険金額からすでにお支払いした後遺障がい保険金の額を差し引いた額が限度となります。また、それぞれの保険年度ごとにお支払いする後遺障がい保険金は、死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。	10万円

(注) この後遺障がい保険金には死亡保険金対象外特約がセットされるため死亡保険金はありません。後遺障がい保険金額は正式には死亡・後遺障がい保険金額といいますが、この保険では便宜的に後遺障がい保険金額としています。

**◆保険金をお支払いしない主な場合**

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
傷害保険金	後遺障がい保険金

●保険契約者、被保険者、被保険者の親権者・後見人または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によるケガ<sup>\*</sup>  
●闘争行為、自殺行為または犯罪行為によるケガ●自動車等<sup>\*</sup>の無資格運転、酒気帯び運転<sup>\*</sup>または麻薬等を使用している運転中のケガ●脳疾患、病気または心神喪失によるケガ●妊娠、出産、早産または流産によるケガ●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療<sup>\*</sup>以外の外科的手術その他の医療処置によるケガ●戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>、暴動によるケガ（テロ行為によるケガは、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。）●核燃料物質等の放射性・爆発性によるケガ●原因がいかなるときでも、頸（けい）部症候群<sup>\*</sup>、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの<sup>\*</sup>●入浴中の溺水<sup>\*</sup>（ただし、引受保険会社が保険金を支払うべきケガによって生じた場合には、保険金をお支払いします。）●原因がいかなるときでも、誤嚥（えん）<sup>\*</sup>によって発生した肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間のケガ●乗用具<sup>\*</sup>を用いて競技等<sup>\*</sup>をしている間のケガ  
(注) 細菌性食中毒およびウイルス性中毒は、補償の対象にはなりません。

**5 保障内容（賠償責任）**

**◆保険金をお支払いする場合**

**(1) 日常生活（正課の講義等<sup>◎</sup>を含む）における賠償事故（以下の（2）の場合を除く）**

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	日本国内または国外において発生した次のいずれかの事由により、法律上の損害賠償責任を負われた場合 ①保険期間中の次の偶然な事故により、他人の生命または身体を害したり、他人の物 <sup>(*)</sup> を壊したりしたこと。 ア. 住宅 <sup>(*)</sup> の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 イ. 被保険者の日常生活に起因する偶然な事故 ②補償対象受託物 <sup>(*)</sup> の損壊、紛失または盗取 <sup>(*)</sup> （住宅 <sup>(*)</sup> 内保管中または被保険者によって一時的に住宅 <sup>(*)</sup> 外で管理している間に限ります。） (*) 情報機器等に記録された情報を含みます。 (*) 本人の居住の用に供される住宅をいい、敷地内の動産および不動産を含みます。 (*) 「補償対象受託物」とは、被保険者が他人（レンタル業者を含みます。）から預かった財産的価値を有する有体物をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『受託物』」を含みません。 (*) 上記②に掲げる事由に対して保険金を支払うのは、被保険者が、補償対象受託物 <sup>(*)</sup> につき正当な権利を有する者に対して損害賠償責任を負担することによって被った損害に限ります。 (*) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地を含みます。 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	上記の事故により、他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、被害者が次のいずれかに該当したとき。 ①事故の直接の結果として死亡した場合 ②事故の直接の結果として病院または診療所に20日以上入院 <sup>*</sup> した場合 (注) 被保険者の範囲は、本人のみとなります。なお、本人が責任無能力者である場合は、親権者・法定監督義務者・監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（責任無能力者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族に限ります。）を被保険者とします。

**(2) 正課の講義等における賠償事故（人格権侵害）・費用損害（感染事故損害防止費用）**

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	正課の講義等において次のいずれかに該当する不当な行為により被保険者が法律上の損害賠償責任を負担した場合 (a) 不当な身体拘束による自由の侵害または名誉毀（き）損 (b) 口頭、文書、図画、映像その他これらに類する表示行為による名誉毀（き）損またはプライバシーの侵害 (注) 被保険者（保険契約により補償を受けられる方）の範囲：ご加入者
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	正課の講義等における事故により、第三者の身体に感染による障害が発生またはそのおそれがある場合において、被保険者が感染事故損害防止費用（感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）を負担した場合 (注) 被保険者の範囲：ご加入者・大学等 <sup>(*)</sup>

◎正課の講義等の範囲：●正課の講義／大学等<sup>(\*)</sup>が授業として取り扱う講義、実験、実習、演習等をいいます。（臨床実習、看護実習等の医療関連実習も含みます。）●学校行事／大学等<sup>(\*)</sup>が教育活動の一環として主催する行事をいいます。●教育実習／教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第5条第1項の別表第1、別表第2または別表第2の2に定める単位習得のために行う教育職員免許法施行規則第6条第5欄に掲げる教育実習をいいます。●特例実習／小学校および中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号）第2条に定める、特別支援学校または社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が厚生労働大臣と協議して定めるものにおいて行われる、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験をいいます。●インターンシップ／加入者（被保険者）が在学中に自らの専攻、将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいいます。（アルバイトは含みません。）●ボランティア活動／正課の講義または学校行事に準じるボランティア活動をいいます。ただし、部活動、サークル活動として行うボランティア活動は含みません。  
(\*) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、高等専門学校およびこれと同等の教育機関をいいます。

**◆保険金のお支払額**

保険金の種類	保険金のお支払額
日常生活個人賠償責任保険金 ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 <sup>(*)</sup> 等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 法律上の損害賠償責任の額および判決による遅延損害金のお支払額は、1回の事故につき、日常生活個人賠償責任保険金額が限度となります。ただし、情報機器等に記録された情報のみの事故については、1回の事故につき、記録情報限度額（500万円）または日常生活個人賠償責任保険金額のいずれか低い額が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。 (注3) 日本国内において発生した事故については、被保険者のお申出により、示談交渉をお引受します。ただし、損害賠償請求権者が同意されない場合、被保険者が負担する法律上の損害賠償責任の額が日常生活個人賠償責任保険金額を明らかに超える場合、正当な理由なく被保険者が協力を拒んだ場合、損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合には示談交渉を行うことができませんのでご注意ください。 (注4) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
日常生活個人賠償責任保険金（臨時費用） ★日常生活個人賠償責任補償特約 ☆日常生活個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約（大学生協用）セット ☆本人のみ補償特約（日常生活個人賠償責任補償特約用）セット	被保険者が臨時に必要な費用をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、1回の事故によって生命または身体を害した被害者1名につき、次の額が限度となります。 上記「保険金をお支払いする場合」の①の場合…10万円限度 上記「保険金をお支払いする場合」の②の場合…2万円限度 (注2) 補償内容が同様の保険契約（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。
人格権侵害賠償責任保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	損害賠償請求権者に対して負担する法律上の賠償責任の額（判決による遅延損害金を含みます。）および訴訟費用 <sup>(*)</sup> 等をお支払いします。 (*) 引受保険会社の書面による同意が必要となります。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2) 損害賠償金額等の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。
感染事故損害防止費用保険金 ★施設所有（管理）者賠償責任保険・生産物賠償責任保険＋学生賠償責任補償特約	被保険者が負担した感染事故損害防止費用（感染の予防または治療のために、引受保険会社の同意を得て支出した費用）をお支払いします。 (注1) 保険金のお支払額は、保険期間中につき500万円が限度となります。 (注2) 損害防止費用の支払額の決定については、あらかじめ引受保険会社の承認を必要とします。

(注) 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、保険金が差し引かれることがあります。





	<p>衝突もしくは接触</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・騒擾(じょう) およびこれに類似の集団行動または労働争議に伴う暴力行為もしくは破壊行為</li> <li>・盗難</li> <li>・破損、汚損等</li> </ul> <p>(※1) 被保険者の居住の用に供される建物が所在する場所およびこれに連続した土地をいいます。</p> <p>(※2) 「生活用動産」とは、生活の用に供する家具、什(じゅう)器、衣服、その他生活に通常必要な動産をいいます。ただし、別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」を含みません。</p> <p>(※3) 豪雪の場合におけるその雪の重み、落下等による事故または雪崩(なだれ)をい、融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故を含みません。</p> <p>(※4) 台風、暴風雨、豪雨等による洪水・融雪洪水・高潮・土砂崩れ・落石等によって、再調達価額の30%以上の損害が生じた場合または床上浸水もしくは地盤面より45cmを超える浸水を被り、保険の対象に損害が生じることをいいます。</p>	<p>車船券・航空券、宿泊券、観光施設利用券、旅行券、定期券または回数券をい、プリペイドカードおよび電子マネーは含まれません。) については、盗難による損害が生じた場合に限り、損害保険金をお支払いします。また、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。) については、盗難によって現金が引き出される損害が生じた場合に限り、引き出された額について損害保険金をお支払いします。なお、いずれの場合も1敷地内につき、10万円が限度となります。</p> <p>(注4) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、保険金額が限度となります。ただし、盗難または破損、汚損等による損害の場合は、1回の事故につき、50万円または保険金額のいずれか低い額が限度となります。</p> <p>(注5) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p>(住宅内生活用動産保険金)臨時費用保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	<p>(住宅内生活用動産保険金) 損害保険金が支払われる場合</p>	<p>[損害保険金] × [10%] をお支払いします。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、1回の事故につき、1敷地内ごとに20万円が限度となります。</p> <p>(注2) 臨時費用を補償する保険を複数(引受保険会社、他の保険会社を問いません。) ご契約の場合、臨時費用保険金のお支払額は単純に合算されず、最も高い限度額が限度となります。</p> <p>(注3) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>
<p>救援者費用等保険金</p> <p>★救援者費用等補償(入院ワイド型)特約</p> <p>☆疾病補償特約(救援者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット</p>	<p>救援対象者*が次の①～⑤のいずれかに該当したことに、被保険者*が費用を負担された場合</p> <p>①保険期間中に救援対象者が搭乗している航空機または船舶の行方不明または遭難した場合</p> <p>②保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故により救援対象者の生死が確認できない場合または緊急な捜索・救助活動を要することが警察等の公の機関により確認された場合</p> <p>③保険期間中に被った外出中のケガ*のため、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または続けて3日以上入院*された場合</p> <p>④保険期間中に病気に死亡した場合</p> <p>⑤保険期間中に発病した病気の治療*のため、3日以上続けて入院した場合。ただし、保険期間中に治療を開始していた場合に限りです。</p> <p>(※)「被保険者」とは、この特約により補償を受ける方で、保険契約者、救援対象者または救援対象者の親族*をいいます。</p>	<p>被保険者が負担された次のア～オの費用のうち社会通念上妥当な部分を、その費用の負担者にお支払いします。</p> <p>ア. 遭難した救援対象者*の捜索、救助または移送する活動に要した費用</p> <p>イ. 救援者*の現地*までの1往復分の交通費(救援者2名分まで)*</p> <p>ウ. 救援者の現地および現地までの行程での宿泊料(救援者2名分かつ1名につき14日分まで)*</p> <p>エ. 死亡されたまたは治療*を継続中の救援対象者を現地から移送する費用</p> <p>オ. 諸雑費(救援者の渡航手続費および救援対象者または救援者が現地において支出した交通費・通信費等をいいます。) ただし、日本国外で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は10万円が限度となり、日本国内で左記「保険金をお支払いする場合」に該当した場合は3万円が限度となります。</p> <p>(※) 上記イ、ウについては、左記「保険金をお支払いする場合」の②の場合において救援対象者の生死が判明した後または救援対象者の緊急な捜索・救助・移送もしくは救助活動が終了した後に現地に赴く救援者にかかる費用は含みません。</p> <p>(注1) 保険金のお支払額は、保険期間を通じ、救援者費用等保険金額が限度となります。ただし、保険期間が1年を超える保険契約においては、保険年度*ごとに保険金額が限度となります。</p> <p>(注2) 補償内容が同様の保険契約(異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。) が他にある場合、補償の重複が生じることがあります。補償内容の差異や保険金額、加入の要否をご確認いただいたうえでご加入ください。</p>

◆保険金をお支払いしない主な場合

保険金の種類	保険金をお支払いしない主な場合
<p>借家人賠償責任保険金</p> <p>★借家人賠償責任補償(オールリスク)特約</p>	<p>●保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意による損害●被保険者の心神喪失または指図に起因する損害賠償責任●借用住宅の改築、増築、取りこわし等の工事による損害●被保険者と貸主との損害賠償に関する約定によって加重された損害賠償責任●貸主に借用住宅を引き渡した後に発見された損傷による損害賠償責任●戦争、その他の変乱*、暴動による損害●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 など</p>
<p>借用住宅修理費用保険金</p> <p>★借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約</p>	<p>●保険契約者、被保険者、借用住宅の貸主、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●借用住宅の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●借用住宅に対する加工・修理・調整の作業における、作業上の過失または技術の拙劣による損害●不測かつ突発的な外来の事故に直接起因しない借用住宅の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって借用住宅に生じた損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●借用住宅の平常の使用または管理において通常発生し得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または汚損(落書きを含みます。) であって、借用住宅が有する機能の喪失または低下を伴わない</p>

	<p>損害●借用住宅の使用により不可避的に生じた汚損、すり傷、かき傷等の損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害 など</p>
<p>水道管修理費用保険金</p> <p>★借用住宅修理費用補償(大学生協用)特約</p> <p>(住宅内生活用動産保険金)損害保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	<p>●保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき方またはこれらの方の法定代理人の故意、重大な過失または法令違反による損害●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害 など</p> <p>●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による損害●生活用動産の使用・管理を委託された方または被保険者と同居する親族*の故意による損害●生活用動産の自然の消耗、劣化、性質による変色・さび・かび・腐敗・ひび割れ・はがれ・発酵・自然発熱、ねずみ食い、虫食い、欠陥等による損害●生活用動産の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料のはがれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きを含みます。) であって、生活用動産が有する機能の喪失または低下を伴わない損害●風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込みや漏入による損害●生活用動産の置き忘れまたは紛失による損害●生活用動産が被保険者の居住の用に供される建物が所在する敷地内の外にある間に生じた事故による損害●戦争、その他の変乱*、暴動による損害(テロ行為による損害は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による損害●核燃料物質等の放射性・爆発性等による損害●別記の「補償対象外となる主な『生活用動産』」の損害</p> <p>破損、汚損等の事故については、上記の損害のほか次のいずれかに該当する損害に対しても、保険金をお支払いしません。</p> <p>●公権力の行使(差し押え・没収・破壊等)による損害●生活用動産に対する修理、調整の作業(点検または試運転を伴う場合には、これらを含みます。) 上の過失または技術の拙劣によって生じた損害●偶然な外来の事故に直接起因しない生活用動産の電気的事故・機械的事故(故障等)による損害●詐欺または横領によって生活用動産に生じた損害●土地の沈下、隆起、振動等による損害●電球、ブラウン管等の管球類のみに生じた損害●楽器の弦(ピアノ線を含みます。) の切断・打楽器の打皮の破損・楽器の首色または音質の変化による損害●生活用動産である液体の流出または混合による損害。ただし、その結果として他の生活用動産に発生した損害を含みません。●上記にかかわらず、破損、汚損等の事故によって、眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯、義肢等の身体補助器具に発生した損害 など</p>
<p>(住宅内生活用動産保険金)臨時費用保険金</p> <p>★住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約</p> <p>☆住宅内生活用動産補償(大学生協用)特約の保険の対象および損害額の上限変更に関する特約セット</p>	<p>((住宅内生活用動産保険金)損害保険金と同じ)</p>
<p>救援者費用等保険金</p> <p>★救援者費用等補償(入院ワイド型)特約</p> <p>☆疾病補償特約(救援者費用等補償(入院ワイド型)特約用)セット</p>	<p>●保険契約者、被保険者、救援対象者*または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失による費用●闘争行為、自殺行為または犯罪行為による費用●自動車等*の無資格運転、酒気帯び運転*または麻薬等を使用しての運転中の事故による費用●脳疾患、病気または心神喪失による費用。ただし、救援対象者が「保険金をお支払いする場合」の④または⑤に該当した場合を含みません。●妊娠、出産、早産または流産による費用●引受保険会社が保険金を支払うべきケガの治療*以外の外科的手術その他の医療処置による費用●戦争、その他の変乱*、暴動による費用(テロ行為による費用は、条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約により、保険金の支払対象となります。) ●地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波による費用●核燃料物質等の放射性・爆発性等による費用●原因がいかなるときでも、頸(けい)部症候群*、腰痛その他の症状を訴えている場合に、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの* ●入浴中の溺水* (ただし、急激かつ偶然な外来の事故によって被ったケガによって生じた場合を除きます。) ●原因がいかなるときでも、誤嚥(えん)* によって生じた肺炎●別記の「補償対象外となる運動等」を行っている間の事故による費用 など</p>

◎補償対象外となる主な「生活用動産」…

- (1) 被保険者の実家\*の敷地内に収容される被保険者の生活用動産
- (2) 船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)・航空機・自動車・原動機付自転車およびこれらの付属品、パラグライダー・サーフボード・ラジコン模型およびこれらの付属品、携帯電話等の携帯式通信機器・ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品、動物・植物等の生物、通貨、小切手、有価証券、印紙、切手、預貯金証書(通帳およびキャッシュカードを含みます。)、クレジットカード、プリペイドカード、ローンカード、電子マネー、乗車券等、漁具(釣竿、竿掛け、竿袋、リール、釣具入れ、クーラー、びく、たも網、救命胴衣およびこれらに類似のつり用に設計された用具をいいます。)、運転免許証、パスポート、帳簿、稿本(本などの原稿)、設計書、図案、ひな形、鋳型、木型、紙型、模型、勲章、さ草、免許状、テープ・カード・ディスク・ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム・データ(市販されていないものをいいます。) など

(注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書、乗車券等については盗難による損害が発生した場合に限り、保険の対象として取り扱います。

〈※印の用語のご説明〉

●「医学的他覚所見のないもの」とは、被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。●「医師」とは、被保険者<sup>(※)</sup>が医師の場合は、被保険者<sup>(※)</sup>以外の医師をいいます。(※)救援者費用等補償(入院ワイド型)特約の場合は救援対象者\*とします。●「ギプス等」とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類するもの(硬性コルセット、創外固定器、その他医学上ギプスと同程度の安静を保つために用いるものをい、バストバンド、軟性コルセット、サポーター、頸(けい)椎カラー、厚紙副子、ニーブレース等は含まれません。)をいいます。●「救援者」とは、救援対象者\*の捜索、救助、移送、看護または事故処理を行うために現地\*へ赴く救援対象者の親族\*(これらの方の代理人を含みます。)をいいます。●「救援対象者」とは、普通保険約款における被保険者をいいます。●「競技等」とは、競技、競争、興行<sup>(※)</sup>または試運転をいいます。また、競技場におけるフリー走行など競技等に準ずるものを含みます。(※)いずれもそのための練習を含みます。●「頸(けい)部症候群」とは、いわゆる「むちうち症」をいいます。●「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。『急激』とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。『偶然』とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。『外来』とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病要因の作用でないこと」を意味します。『傷害』には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状<sup>(※)</sup>を含み、次のいずれかに該当するものを含みません。①細菌性食中毒 ②ウイルス性食中毒<sup>(※)</sup>継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。●「ケガを被った所定の部位」とは、次のいずれかの部位(指、顔面等は含まれません。)をいいます。・長骨管(上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。)または脊柱・長骨管に接続する上肢または下肢の3大関節部分(中手骨、中足骨およびそれらより指先側は含まれません。)。ただし、長骨管を含めギプス等\*の固定具を装着した場合に限りです。・肋骨・胸骨(鎖骨、肩甲骨は含まれません。)。ただし、体幹部にギプス等の固定具を装着した場合に限りです。●「現地」とは、事故発生地または救援対象者\*の収容地をいいます。●「後遺障がい」とは、治療\*の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの\*を除きます。●「誤嚥(えん)」とは、食物、吐物、唾液等が誤って気管内に入ることです。●「再調達価額」とは、損害が発生した時の発生した場所における保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な金額をいいます。なお、再取得に必要な額は、被害物を購入したときの金額より低い金額となる場合があります。●「実家」とは、被保険者の親またはこれに準ずる方の連絡先として、被保険者が在籍する学校または保険契約者に届け出た住所に所在する建物をいいます。●「自動車等」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。●「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条(酒気帯び運転等の禁止)第1項に定める酒

気を帯びた状態で自動車等<sup>\*</sup>を運転することをいいます。●「乗用具」とは、自動車等<sup>\*</sup>、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。●「親族」とは、6親等内の血族、配偶者<sup>\*</sup>および3親等内の姻族をいいます。●「その他の変乱」とは、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変をいいます。●「治療」とは、医師<sup>\*</sup>が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。●「通院」とは、病院もしくは診療所に通い、または往診もしくは訪問診療により、治療<sup>\*</sup>を受けることをい、オンライン診療による診察を含みます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。なお、同月に複数回のオンライン診療を受けた場合で、公的医療保険制度における医科診療報酬点数表においてオンライン診療料を1回算定された場合は、最初の1回のみ通院したものとみなします。●「溺水」とは、水を吸引したことによる窒息をいいます。●「入院」とは、自宅等での治療<sup>\*</sup>が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師<sup>\*</sup>の管理下において治療に専念することをいいます。●「配偶者」とは、婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情(内縁関係)にある方および、戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。●「保険年度」とは、保険期間の初日から起算して1年間を第1保険年度といいます。その後は満期日まで順次1年間ずつ、第2保険年度、第3保険年度…といえます。ただし、保険期間に1年未満の端日数がある保険契約の場合には、第1保険年度については、始期日からその端日数期間、第2保険年度については、第1保険年度の末日の翌日から1年間とし、以後同様とします。●「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって損害の額から差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

〈特約について〉

○天災危険補償特約がセットされているため、地震もしくは噴火またはこれらを原因とする津波によるケガ<sup>\*</sup>の場合も、傷害保険金をお支払いします。○すべてのご契約に「条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約」が自動的にセットされ、保険金をお支払いしない場合のうち「戦争、その他の変乱<sup>\*</sup>、暴動」については、テロ行為はお支払いの対象となります。テロ行為とは、政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動をいいます。

・学生賠償責任保険の「制度のあらまし」「重要事項説明書」にある「保障」は、約款上の表記は「補償」です。このパンフレットでは便宜上「保障」としています。

<b>制度のあらまし</b>	<b>就学費用保障保険</b>	学業費用補償特約(大学生用)・ 疾病による学業費用補償特約(大学生用)付帯総合生活保険
----------------	-----------------	--

### 1 ご加入者(被保険者=保険の対象となる方)となれる方

全国大学生協共済生活協同組合連合会の会員の組合員であり、保険期間の満了日において、満23歳未満であるか学校教育法に定める学校(大学・専門学校等※専修学校および各種学校については、学校基本法に定める義務教育を終了している方に限ります。)の学生の方(入学手続きを終えた方を含みます。)となります。

### 2 保険期間

2020年4月1日午前0時から2021年4月1日午後4時まで1年間。新入学生の方が2020年3月31日までに加入申し込み(保険料払込)された場合は、2020年4月1日午前0時からとなります。中途加入される場合、保険料払込日の翌日午前0時から補償が開始します。

### 3 扶養者について

学業費用・疾病による学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入申込書の「扶養者」欄に記入してください。原則として、扶養者として指定できるのは、被保険者の親権者であり(被保険者が成年に達した場合を除きます。)、被保険者の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、被保険者の生計を主に支えている方とします。

### 4 保障内容(傷害補償)

「急激かつ偶然な外来の事故(地震・噴火またはこれらによる津波を含みます。)」により、被保険者がケガ<sup>\*1</sup>をした場合に保険金をお支払いします。

\*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒<sup>\*</sup>を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金お支払いの対象となりませんのでご注意ください。

\*2 細菌性食中毒等補償特約が自動セットされます。

保険金支払の対象となっていない身体に生じた障がいの影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動(以下、「弊社」といいます。)は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細はパンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

### 5 補償の概要等

(進学費用保険金・疾病進学費用保険金は本制度では対象外です。)

傷害補償基本特約	後遺障がい保険金	事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障がいが生じた場合 ▶後遺障がいの程度に応じて死亡・後遺障がい保険金額(1口あたり10万円)の4%~100%をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障がい保険金額が限度となります。 ※本保険には死亡保険金不担保特約が付帯されているため、死亡保険金はありません。
	保険金をお支払いしない主な場合	●被保険者の故意または重大な過失によって生じたケガ●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分)●被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ●無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ●脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ●妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ●外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ●ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ●自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
学業費用補償特約(大学生用)	保険金をお支払いする主な場合	扶養者 <sup>*1</sup> が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障がいが生じ、被保険者が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間 <sup>*2</sup> 中に学資費用 <sup>*3</sup> を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額(1口あたり25万円)を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。(重度後遺障がいの例)●両目が失明したもの●咀嚼および言語の機能を廃したもの●神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの等 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入申込書に「扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。●授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、教科書代など学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費 <sup>*</sup> ●在学する際に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *4 制服代を含みます。
	保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態●扶養者に対する外科的処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに被保険者を扶養していない場合等




疾病による学業費用補償特約(大学生用)	保険金をお支払いする主な場合	扶養者 <sup>*1</sup> が、保険期間中に病気により死亡され、被保険者が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間 <sup>*2</sup> 中に学資費用 <sup>*3</sup> を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額(1口あたり25万円)を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。ただし、通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費)のお支払いは支払年度ごとに10万円を限度とします。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※被保険者またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 *1 加入申込書に「扶養者」として記載された方をいいます。 *2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 *3 以下の費用をいいます。●授業料、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、教科書代など学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用●学校の指示に基づいて学校に納付または業者から購入する教材費 <sup>*</sup> ●在学する際に必要となる通学定期代および賃借料(家賃、管理費、共益費) *4 制服代を含みます。
	保険金をお支払いしない主な場合	●ご契約者、被保険者または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態●保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)●扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態●扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態●扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態●学業費用補償特約により保険金をお支払いするケガに起因する病気による扶養不能状態●扶養者が扶養不能状態になったときに被保険者を扶養していない場合●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といえます。)の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態 <sup>*1</sup> ●地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態 <sup>*2</sup> 等 *1 初年度契約の保険始期時点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払いの対象とします。 *2 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。

### ●お客様に関する情報の取扱いについて(学生賠償責任保険、就学費用保障保険)

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、この保険契約に関する個人情報を全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。なお、保険金をご請求される際に引受保険会社が取得する個人情報についても、同様に全国大学生協共済生活協同組合連合会およびその会員である大学生協に提供することがあります。ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含む)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等(いずれも海外にあるものを含む)に提供することがあります。詳細は、三井住友海上Webサイト(https://www.ms-ins.com)または東京海上日動Webサイト(www.tokiomarine-nichido.co.jp)をご覧ください。

	このパンフレットは、学生賠償責任保険・就学費用保障保険の概要を説明したものです。詳しくは、取扱代理店または三井住友海上・東京海上日動にご照会ください。 なお、ご加入の際は学生賠償責任保険の「重要事項説明書」または就学費用保障保険の「重要事項説明書」を必ずご一読ください。
	<b>取扱代理店</b> <b>株式会社 大学生協保険サービス</b> 営業時間／平日(月～金曜日) 10:00～17:00 〒166-0003 東京都杉並区高円寺南1-12-4 大学生協高円寺会館
	<b>引受保険会社</b> <b>学生賠償責任保険</b> A19-100577 <b>三井住友海上火災保険株式会社(幹事)</b> 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
	<b>就学費用保障保険</b> 19-T01618 <b>東京海上日動火災保険株式会社(幹事)</b> (担当:広域法人部 団体・協同組織室) 〒102-8014 東京都千代田区三番町6-4

## 重要事項説明書 学生総合共済(新規契約用)

### 重要事項説明書は、ご契約にあたり共済の内容をご理解いただくための事項を「契約概要」に、特に注意を要する事項(不利益になる可能性がある事項等)を「注意喚起情報」に記載していますので、ご契約の前に必ずお読みいただき、お申込みくださいますようお願いします。

この書面は、ご契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。詳細については、学生総合共済(規約・細則)に記載しています。大学生協共済連Webサイトからご覧いただけます。  
規約(http://kyosai.univcoop.or.jp/images/pdf\_contract\_life01.pdf)  
細則(http://kyosai.univcoop.or.jp/images/pdf\_contract\_life02.pdf)

ご不明な点については、大学生協の共済窓口または大学生協共済連の相談窓口:大学生協 共済・保険サポートダイヤル(以下「サポートダイヤル」といいます。)までお問い合わせください。

共済契約者と被共済者が異なる場合には、この書面の記載内容を、被共済者の方に必ずご説明ください。

### 1 契約概要(共済の内容をご理解いただくための事項)

#### 1. 学生総合共済(短期生命共済)のしくみ

(1) 生命共済のしくみ  
短期生命共済事業規約による共済契約は基本契約と特約から構成されています。それぞれの保障は次の通りです。

項目	保障	備考
基本契約	病気入院保障、事故入院保障、手術保障、こころの早期対応保障、事故通院保障、特定傷害固定具保障、病気重度後遺障がい保障、事故後遺障がい保障、死亡保障、学業復帰支援臨時費用保障	契約する型によって基本契約の一部が保障対象とならない場合があります。
特約	父母扶養者死亡特約、学業継続支援特約(扶養者事故死亡保障、扶養者事故重度後遺障がい保障、扶養者病气死亡・自殺保障)	左記の特約を付帯することができません。

(2) 契約者(共済の申込みをし契約する人)をいいます。)契約者となれる方は大学生協共済連の会員である大学生協の組合員、または組合員と同一の世帯に属する人です。

(3) 被共済者  
被共済者は、学生で、次のいずれかに該当する人のうち、共済の保障対象となる方(1名)です。なお、契約の効力が発生する日に65歳以上の方は被共済者となることはできません(継続契約含む)。

①契約者本人 ②契約者の配偶者 ③契約者と生計を共にする契約者の2親等以内の親族 ④契約者の配偶者と生計を共にする契約者の配







②総合生活保険（こども総合補償）  
職業・職務等\*1が告知事項かつ通知事項（★☆）となります。  
生年月日、他の保険契約等\*2が締結されている場合はその内容が告知事項（★）となります。  
\*1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。  
\*2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、弊社にて保険のお引受けができない場合があります。

**2. クーリングオフ**  
ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

### Ⅲ ご加入後におけるご注意事項

**1. 通知義務等**  
**【通知事項】**  
加入申込書に☆のマークが付された事項（通知事項）に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする商品ごとに異なり、お引受けする商品によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらな場合もあります。お引受けする商品ごとの通知事項は、前記「Ⅱ-1 告知義務【告知事項・通知事項一覧】」をご参照ください。

**【その他ご連絡いただきたい事項】**  
●すべての商品共通  
ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
**【ご加入後の変更】**  
ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
ご加入内容変更をいただいてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、〈お問い合わせ先〉の担当者に、その旨をお伝えいただけますようお願いいたします。

**2. 解約されるとき**  
**【契約概要】**  
ご加入を解約される場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
・ご加入内容および解約の条件によっては、弊社所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求\*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。  
・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間\*2に対して「月割」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。  
・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。  
\*1 解約日以降に請求することがあります。  
\*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

**3. 保険の対象となる方からのお申出による解約**  
**【注意喚起情報】**  
総合生活保険（傷害補償、こども総合補償）においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

**4. 満期を迎えるとき**  
**【契約概要】**  
**【保険期間終了後、更新を制限させていただく場合】**  
●保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の更新をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがあります。  
●弊社が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

**【更新後契約の保険料】**  
保険料は、商品ごとに、更新日現在の保険料率等によって計算します。したがって、その商品の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。  
**【保険金請求忘れのご確認】**  
ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、〈お問い合わせ先〉まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

**【更新加入申込書記載の内容】**  
更新加入申込書に記載しているご加入者（団体の構成員）の氏名（ふりがな）、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
**【ご加入内容を変更されている場合】**  
ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入申込書には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入申込書記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

## Ⅳ その他ご留意いただきたいこと

**1. 個人情報の取扱い**  
**【注意喚起情報】**  
●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。  
①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること  
②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること  
③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること  
④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること  
⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること  
⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること  
詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のWebサイト（www.tokiomarine-nichido.co.jp）および他の引受保険会社のWebサイトをご参照ください。  
●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っております。これらの確認内容は、上記目的以外には用いません。

**2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について**  
●総合生活保険（傷害補償、こども総合補償）で、ご加入者以外の方を保険の対象となる方とするご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合において、その保険の対象となる方の同意を得なかった場合、ご加入は無効になります。  
●ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、弊社はご加入を解除することができます。  
●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

**3. 保険会社破綻時の取扱い等**  
**【注意喚起情報】**  
●引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。  
●引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

保険期間	経営破綻した場合等のお取扱い
1年以内	原則として80％(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

**4. その他ご加入に関するご注意事項**  
**【注意喚起情報】**  
●弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、弊社代理店と有効に成立したご契約については弊社と直接締結されたものとなります。


●加入者証はご加入内容を確認する大切なものです。加入者証が到着しましたら、ご意向どおりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者証が到着するまでの間、パンフレットおよび加入申込書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。  
ご不明な点がございましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことがらが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。  
●契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、後記「共同保険引受保険会社について」をご確認ください。

**5. 事故が起こったとき**  
●事故が発生した場合には、直ちに〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
●保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
・弊社の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等（弊社の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。）
・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、弊社が支払うべき保険金の額を算出するための書類
・弊社が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
・被保険者が在学または進学する学校から納付または購入の指示を受けたことを証明する書類
・賃貸借契約書および被保険者が負担する賃借料の金額を証明する書類  
●保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者\*1または3親等内のご親族（あわせて「ご家族」といいます。）のうち弊社所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。  
\*1 法律上の配偶者に限ります。  
●保険金請求権には時効（3年）がありますのでご注意ください。

**東京海上日動火災保険株式会社**  
**【注意喚起情報】**  
保険の内容に関するご意見・ご相談等は〈お問い合わせ先〉にて承ります。

**一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター**  
**（指定紛争解決機関）**

弊社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。  
弊社との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。  
詳しくは、同協会のWebサイトをご確認ください。  
（http://www.sonpo.or.jp/）

 **0570-022808**  
IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。  
受付時間：平日 午前9時15分～午後5時  
（土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。）

ご不明点等がある場合は、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
インターネット等によりお手続きされる場合は、加入申込書へ記載することにかえて、画面上に入力してください。

**東京海上日動のWebサイトのご案内**  
**www.tokiomarine-nichido.co.jp**

この保険は全国大学生協共済生活協同組合連合会を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として全国大学生協共済生活協同組合連合会が有します。

<共同保険引受保険会社について>  
東京海上日動火災保険株式会社  
共栄火災海上保険株式会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
損害保険ジャパン日本興亜株式会社  
なお、各引受保険会社の引受割合につきましては、代理店にご照会ください。

**ご加入内容確認事項（意向確認事項）**

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。  
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただけますようお願い申し上げます。  
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。

**1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書でご確認ください。**  
**万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご検討ください。**  
 保険金をお支払いする主な場合  
 保険金額、免責金額（自己負担額）  
 保険期間  
 保険料・保険料払込方法  
 保険の対象となる方

**2. 加入申込書の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。**  
**万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入申込書を訂正してください。**また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、〈お問い合わせ先〉までご連絡ください。  
 加入申込書の「生年月日」欄は正しくご記入いただいていますか？  
 加入申込書の「契約申込者（学生）の他の保険（共済）契約」欄はご確認されていますか？  
 加入申込書の「被保険者の職業の有無」「職業の種類または職種」欄は正しくご記入いただいていますか？  
\*「職業の種類または職種」が「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」(以上、6職種)の方はご加入できません。

**3. 重要事項説明書の内容についてご確認いただけましたか？**  
特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意\*1」についてご確認ください。  
\*1 例えば、学業費用補償特約（大学生用）をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。  
※インターネット等によりお手続きされる場合は、本確認事項中の「記入」を「入力」と読み替えてください。

## 東京海上日動火災保険株式会社

07D1-GJ05-16016-201905

<2019年10月1日以降始期契約用>